



平成29年10月6日
内閣府（防災担当）

「平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

1 背景

平成二十八年熊本地震による災害については、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）に基づき、政令により、法第2条第1項の特定非常災害として指定されるとともに、当該災害に対する措置（法第3条～第9条）のうち、直ちに適用可能な措置（法第3条～第6条）について指定された（平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号））。

今般、同政令を改正し、当該災害に対し、以下のとおり法第8条の措置を追加することとする。

2 政令の概要

（1）法第8条の措置の追加指定

上記災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置（法第8条）を追加指定する。

（2）措置の具体的内容

特定行政庁は、特定非常災害の発生に際し建築された応急仮設住宅について、一定の場合には、建築基準法第85条第4項に規定する許可に係る存続期間を、更に1年を超えない範囲内において延長（再延長可）することができる。

3 スケジュール

- 平成29年10月 6日（金） 閣議決定
- 平成29年10月12日（木） 公布・施行（予定）

※なお、本案件については国土交通省においても同時に公表する。

（連絡先）

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
担当：吉野、堀田、中村
電話：03-3501-5191（直通）

特定非常災害特別措置法の概要

<災害対策基本法>

平成28年熊本地震について政令を制定
(平成28年5月2日公布・施行)



災害緊急事態の
布告(注)あり

災害緊急事態の
布告なし

政令で指定

著しく異常かつ
激甚な非常災害
→特定非常災害
(法第2条第1項)

特定非常災害に
適用すべき措置
(法第2条第2項)

各省庁に おける措置

○ 満了日の延長を行う権利利益等を告示により指定(法第3条第2項)等

各府省の告示の制定状況等の
取りまとめ・公表

「著しく異常かつ激甚な 非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ② 住宅の倒壊等の多数発生
- ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注)国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの

- ・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定
- ・未だ適用実績なし

適用すべき措置の内容

- ※ ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
例: 運転免許証(道交法92条の2)
 - ※ ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
例: 薬局の休廃止等の届出義務(医薬品医療機器等法10条)
 - ※ ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
 - ※ ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置(法第6条)
 - ※ ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第7条)
 - ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第8条)
 - ⑦ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第9条)
- (※は、平成28年熊本地震に適用する措置として指定されたもの。)

平成28年
5月2日
指定

平成28年
6月24日
指定

平成29年
10月12日
指定(予定)

政令第 号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
新旧対照条文

- 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）
（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第八条までに規定する措置を指定する。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定） 第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。</p>